

令和6年2月19日

## 誤発送による個人情報の流出について

区は、区立高齢者集合住宅にお住まいの区民に使用料に関する文書を郵送する際、1 件、住 所(部屋番号)の記載を誤り、別の方へ送付してしまいました。

区は再発防止に向け、通知等の印刷及び発送作業時の事務処理手順等を見直して、個人情報の 取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

## 1 経緯等

令和6年2月15日(木曜)、高齢者支援課は、区立高齢者集合住宅(以下「住宅」といいます。)にお住まいの区民4名に、住宅の使用料に関する書類を郵送しました。

2月16日(金曜)に、1名の同住宅にお住まいの方から、生活協力員に、「別人宛ての郵便物が送付されてきた。」との相談があり、誤発送が判明しました。

区は速やかに、誤った書類が届いた区民の方へ謝罪し、誤発送となった文書を回収し廃棄しました。

また、本来の郵送先である区民の方へ謝罪し、改めて文書を作成し、送付いたしました。

## 2 原因

職員が、パソコンで郵送者リストを作成する際、住所を誤った部屋番号で入力し、確認が 不十分なまま郵送してしまいました。

## 3 再発防止策

区は、今後同様の事故を起こさないよう、発送時だけではなく、郵送先リストを作成する際にも、複数人で正誤を確認するよう、事務処理手順の見直しを行います。

また、職員に改めて個人情報の重要性と取扱いを徹底し、緊張感を持って業務にあたるように指導いたします。